

講義名	民法B		
担当教員	八木 雅史		
開講期・曜日・時限	後期 火曜日 2時限	授業形態	講義
履修開始年次	2年生	単位数	2
備考			

主題と概要

他者との「約束は守られるはずだ」と私たちは期待する。が、かかる期待はおかしいか？取引の世界では約束が守られる「結果」としてはじめて私達が必要とする他人の労務（サービス）や財物が現実になるものとなる。それゆえお互い相手の約束が信用でき、たとえ裏切られた場合でもその期待が何らかの方法で保証されると知ることにより安心して取引に参加することができるはずである。またこのように全ての人が安心して取引できることが国家全体の経済発展の必須の基盤でもある。

取引の安全を図ることが私たちに幸福につながると考える民法は「約束は守らねばならない」と定める。すなわちこれが契約法である。その本質を知ることとはひとから信頼される社会人であるために、また有能な経済人となるためにも当然に必要なことであらう。本授業の到達目標でもある。

到達目標

(1) 各種契約により発生する契約当事者間の権利義務（債権債務）を学ぶことにより、自ら契約違反を犯すことを防ぎ、相手や契約違反をした場合にとるべき行動が判断できるようになる。
(2) 日常生活やビジネスにおいて各種契約を締結する際には、どのような項目をあらかじめ検討しておくこととどのようなリスク回避ができるのかを判断できるようになる。
(3) 他人との間で物の購入や販売あるいは金銭等の貸し借りを行った時、他人から様々なサービスを受けようとする場合にどのような契約を利用することが適切なかを判断できるようになる。
(4) 他人との間で契約が成立しているのかいないのかを判断できるようになることにより、自分が法的に当該他人から本当に自由なのかどうかを知ることができるようになる。

提出課題

講義だけでは不足する知識の補充とその応用力を養成するために複数回のレポート課題を期間中に課することになる（RYUKA Portalのレポート課題欄にて提示）。単なる耳学問とならないためにもがんばって自分の頭で考えることを通して人生の財産となるような授業にしてほしい。

課題（レポートや小テスト等）に対するフィードバック

各自のレポ、ト提出期間後にRYUKA Portalの講義連絡欄での配布資料としてレポート課題についての解答例を配布することとしているので、各自それぞれを取りつたうえで、自分が提出したレポートと比較することで、法学的なレポートの書き方や講義内容の理解の向上につなげる。

評価の基準

本授業では、期間中に2回のレポートの提出を課します（RYUKA Portalのレポート課題欄にて提示）。内容は、授業で学んだ民法に関する知識を使って、身近に生じうる紛争の法律的に適切な解決を考えてもらう事例問題とするつもりです。提出されたレポートの総合評価（30点）と期末テストの点数（70点）の合計により成績を付けます。

履修にあたっての注意・一言他

後掲の授業計画の記載の中で、各自の授業ごとに、指定教科書の該当するページを表記しているの、毎回の受講の前には必ず目を通してのこと、また、毎回授業の終了後には、授業で使ったレジュメと自分のノートを見直し、記憶の新しい内に補強しておくこと、自分で理解ができたと思うまで、時間をかけて十分に自己学習をすること、また本業民法（債権論）は、民法Aと民法Bを合わせてはじめて完全なものとなる。事前または事後に民法Aの授業を履修することを期待する。授業開始の前に次の授業で使うレジュメを配る。

「AはBが所有する家財を購入する契約を結んだが、引渡までの間にBのいけがな管理のせいで当該家財がひどくいたんでしまった。AはBに対してどのようなことを要求できるか。」
「AはBから高価な時計を買ったが先に代金を支払えと言ったなか時計を引渡してくれない。Aはどうすればよいか。」

教科書	.民法入門、	生田敬康・畑中久彌・進山治延・袁翰清博・柳葉子			

プリント資料及び参考文献

・毎回授業開始時までRYUKA Portal「講義連絡」での添付資料として、授業内容のレジュメとPDF資料を配布し、レジュメに沿って授業を行う。
・参考文献
「ユリカ民法3 債権総論・契約総論」田井監 上田編 法律文化社
「コア・テキスト民法 債権総論」（第2版）平野裕之 新世社
「コア・テキスト民法 契約法」（第2版）平野裕之 新世社
「新ブリュール民法3 債権総論」船岡・山田・田中・福田・香海川 法律文化社
「新ブリュール民法4 債権総論」青野・谷本・久保・下村 法律文化社
「民法2（債権法）」我妻・有泉著 一粒社

授業計画

- 契約自由の原則（T.7p、122p～128p）
（契約法が必要なぜ）
- 約定債務と法定債務（T.80p～82p）
（天は人の下に人を作らず）
- 申込みと承諾（T.124p、129p～131p）
（契約が成立するのはいつ？）
- 信義誠実の原則（T.91p～92p）
（あなたは私が通んだ人だから）
- 債務（債権）の種類（T.83p～86p）
（あなたに何をすべきなの？）
- 債務（債権）の種類（T.83p～86p）
（あなたに何をすべきなの？）
- 請求力、給付保持力、訴求力（T.87p）
（債権者の力）
- 強制履行力（T.87p～88p）
（債権者の力）
- 責任及力（T.98p）
（債権者の力）
- 双契約での牽連関係（T.132p～135p）
（弁済すれば債務は消える？）
- 弁済（T.117p～118p）
（誰が債権者？債務者？）
- 相殺と債権譲渡（T.112p～115p、119p～121p）
（債権の即取方法あれこれ）
- 債務不履行の効果（T.96p～95p）
（約束を破れば損害賠償！）
- 契約の終了（T.135p）
（いっつか終わりが来る）

授業形態（アクティブ・ラーニング）

ア：PBL（課題解決型学習）	イ：反転授業（知識習得の要素を授業外に済ませ、知識確認等の要素を教室で行う授業形態）
ウ：ディスカッション、ディベート	エ：グループワーク
オ：プレゼンテーション	カ：実習、フィールドワーク
キ：その他（A/L型であるけども、以上の項目のいずれにも該当しない場合）	

準備学修（予習・復習等）の具体的な内容及びそれに必要な時間

本シラバスの授業計画記載の中で、毎回の授業ごとに、指定教科書の該当するページを表記しているの、毎回の受講の前には必ず目を通してのこと。（予習として2時間）
また、毎回授業の終了後は、授業で使ったレジュメや教科書と自分のノートを見直し、記憶の新しい内に復習をしておくこと、自分で理解ができたと思うまで、十分に時間をかけて自己学習をすること。（復習として2時間）

卒業認定・学位授与の方針と当該授業科目の関連

・商学部経営学科の卒業認定・学位授与の方針（各コース共通）
「各業界の動向や問題点を理解するための基礎知識を身につけるためには、各業界で実際に利用されている契約の種類とその問題点を知っておく必要があり、本授業の到達目標が関連する。
・経営学部経営学科の卒業認定・学位授与の方針（各コース共通）
「現代社会の問題を幅広い観点から考察し、課題を提案することができる。」ためには、日常生活やビジネス上の様々な人間関係の形成や物・サービスの供給・確保のための手段として不可欠な諸契約に関する基礎知識を学んでおく必要があるの、本授業の到達目標が貢献する。
・経済学部経営学科の卒業認定・学位授与の方針（各コース共通）
「経済に関する十分な知識・・・を身に付け」ためには、個々の経済活動を構成する人間関係の形成や物・サービスの供給・確保のための手段として不可欠な諸契約に関する基礎知識を学んでおく必要があるの、本授業の到達目標が貢献する。

双方向授業の実施及びICTの活用に関する記述

実務経験の有無及び活用

備考